

インターネットによる施設予約ができます

平成21年4月からインターネットによる施設の空き室状況の確認に加え、予約施設が増えます。

なお、従来の施設予約は、「しまね電子申請サービス」の施設予約システムに移行します。

【ご利用方法】

インターネットや携帯電話から「しまね電子申請サービス」へアクセス

(HPアドレス)

パソコン https://shinsei.shimane.elg-front.jp/s_reserve/

携帯 <http://www.shimane.elg-front.jp/navi/index.html>

【予約可能施設】

(仁多地域)

野球場、陸上競技場、テニスコート、ホッケー場、ホッケー場管理棟、多目的広場、三成中央公民館、町民体育館、農村環境センター(新規)

(横田地域)

野球場、陸上競技場、テニスコート、多目的広場、横田管理棟、横田コミュニティセンター、農村婦人の家(新規)

4月1日から
馬木保育所・
馬木幼稚園は
馬木幼稚園に
名前が変わります。

有線 30 - 0456

電話 53 - 0456

～平成21年4月1日～

島根県から奥出雲町に権限移譲されます

母子・寡婦福祉資金貸付金の一部の事務

奥出雲町福祉事務所では、各種申請及び届出の受理、償還事務を行います。

母子・寡婦福祉資金とは・・・

・母子家庭の方や寡婦の方などを対象に、経済的に自立していくために必要な資金を、低利子または無利子でお貸しする貸付制度です。

次の書類は提出先が福祉事務所となります

母子寡婦福祉資金貸付金貸付関係

〃 貸付金償還関係

〃 貸付金一般

貸付金の償還事務は原則として福祉事務所が行うこととなります

お問合せ先

奥出雲町福祉事務所

有線 31 - 5125 電話 54 - 2541

島根県健康福祉部青少年家庭課母子福祉グループ

電話 0852 - 22 - 6688・6689

1 民有林の開発行為の許可等に関する事務

森林地域の無秩序な開発によって、大切な森林の働きが損なわれるのを防ぐために「林地開発許可制度」が森林法に定められています。

面積が5ha(土石採掘目的の場合は10ha)未満の事務が移譲されます。

2 保安林の指定・解除等に関する事務

17種類の保安林の内、14種類の指定・解除に関する事務が権限委譲されます。

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林の事務は島根県でそのまま行われます。

3 保安林内の立木伐採等の許可等に関する事務

保安林内で立木伐採をしようとするとき、あるいは土地の形質を変更するときには許可が必要です。又、立木伐採したときは、伐採跡地への植栽が必要となります。

お問合せ先

役場農林土木課

有線 20-4223 電話 52-2673

「奥出雲町特典付き商品券」 引き換えは3月末 ご利用は5月末までに



「奥出雲町特典付き商品券」は、個人消費の拡大と地域経済の活性化を図る目的で発行されています。既に各世帯に配布しています引換券1枚と現金10,000円で12,000円分の商品券が利用できます。

<引換券について>

引換期間.....平成21年3月1日から3月31日まで

引換場所.....奥出雲町商工会本所(三成)、経営支援センター(横田)

各地区の商店(取扱店は、事前に配布したチラシに掲載されています)

<商品券の使用について>

商品券.....1セット・・・500円券×24枚つづり(12,000円分)

使用期間.....平成21年5月31日まで

利用商店.....町内各地区の商店・事業所のほか、Aコープ各店舗・JAガソリンスタンド・コンビニエンスストア・理髪店・美容室・タクシーなどでも利用できます。

お問合せ先

奥出雲町商工会本所(三成)有線31-0158 電話54-0158

経営支援センター(横田)有線20-1119 電話52-1119

子育て応援特別手当を支給

多子世帯における幼児教育期の子育て負担を軽減するため、次のとおり支援策を実施します。対象となる子(下記の～いずれにも該当すること)

平成21年2月1日に、奥出雲町の住民基本台帳に記載されていること

平成20年度に小学校就学前3年間に該当する子(3才～5才)

(具体的には、生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた子)

第2子以降の子

(第2子の判定は、18歳以下の子供の中から年齢順に第1子、第2子と数えます)

支給額

1人あたり3万6千円を世帯主に支給

お問合せ先

役場町民課 有線31-5104 電話54-2510